

市民活動団体

の取り組みを支援します



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

まちづくり条例第 16 条では、「市は、地域のまちづくりを推進するため、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします」と規定しています。

市では、公共性・公益性の高い事業を実施しようとする市民活動団体に対して、支援を行います。

※市民活動とは・・・？

これまでは「公共の領域の問題」として捉えられていたさまざまな分野に、市民や民間事業者、非営利団体、ボランティアなど、多様な主体が自主的・自発的に取り組み、主体的な「担い手」となる動きが見られています。

東日本大震災以降は、特に災害支援ボランティアに関する意識が高まり、本市においても、平成 25 年の台風による水害の発生時には、市内外から集まった多くのボランティアの方々が、復興のために汗を流されました。

このような流れを受け、市では、自主的・自発的にまちづくりに取り組む団体を「市民活動団体」として認定し、認定された団体に対して、支援を行います。



※「市民活動団体」とは？

「市民活動団体」は、地域の様々な公共的課題を解決するため、自主的・主体的に公益性の高いまちづくりを行う団体のことを指します。

「市民活動団体」として認定を受けられる団体は、以下の要件を満たしている団体とします。

- (1) 市内に活動の拠点を置き、まちづくりに取り組もうとする団体又は既に市内に活動の拠点を有し、まちづくりに取り組んでいる団体
- (2) 構成員が 3 人以上で、その過半数が市内在住・在勤・在学者等で構成されている団体
- (3) 会則、事業計画、予算及び決算を示すことができる団体
- (4) 利潤の追求をする活動、宗教・政治的活動、暴力団員が関与する活動、市民活動に資するものと認められない活動を行わない団体



1. 市民活動支援の窓口

生活課に「市民活動支援の窓口」を設置し、地域の課題の解決に取り組む市民活動団体を支援します。



2. 市民活動団体の認定

市内で自主的、主体的に公益性の高いまちづくりを行う団体を「市民活動団体」として認定します。

3. 市民活動団体補助金（令和4年度：3団体）

「市民活動団体」として認定された団体が実施する事業に対して補助金を支出し、資金面からの支援を行います。



• 補助対象団体

市民活動団体として認定を受けた団体

• 助成額

上限10万円(1年度につき1回、同一事業は3回を限度とする)

• 補助対象事業

市民活動団体が市の全域又は一部の地域において実施する、公共性及び公益性が高い事業

※特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業、他の助成制度等により補助を受けている事業、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業、法令に違反する事業、その他市長が適当でないと認める事業は対象となりません。

• 補助対象経費

補助対象事業の実施に直接必要な経費

※団体の構成員に対する人件費、団体の構成員の親睦に要する飲食費、取得単価が5万円を超える物品購入費、視察研修に要する経費、その他適当でないと認める経費は対象となりません。

※補助の対象事業



補助金の交付対象となる事業は、以下のとおりです。

- 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- 社会教育の推進を図る事業
- まちづくりの推進を図る事業
- 観光の振興を図る事業
- 農村地域の振興を図る事業
- 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 環境の保全を図る事業
- 災害救援事業
- 地域安全事業
- 上記の事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業
- その他、上記の事業に準ずるものとして認められる事業
- 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 国際協力の事業
- 男女共同参画社会の形成を図る事業
- 子どもの健全育成を図る事業
- 情報化社会の発展を図る事業
- 科学技術の振興を図る事業
- 経済活動の活性化を図る事業
- 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 消費者の保護を図る事業